

名古屋市告示第398号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第 8 条第 1 項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び道路の区域の決定を行い、令和 8 年 9 月29日から道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 9 月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

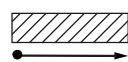
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メ ー ト ル	
市道	1	小幡北第 2 号線	名古屋市守山区小幡北1346番の 6 地先から 名古屋市守山区小幡北1353番の 1 地先まで	0.120	6.00 ～ 6.50	第 1 図
	2	小幡北第 3 号線	名古屋市守山区小幡北1346番の 6 地先から 名古屋市守山区翠松園一丁目1403 番地先まで	0.096	6.52 ～ 6.66	
	1	桶狭間清水山第 1 号線	名古屋市緑区桶狭間清水山1707番 の41地先から 名古屋市緑区桶狭間清水山1707番 の 1 地先まで	0.141	6.00	第 2 図
	2	桶狭間清水山第 2 号線	名古屋市緑区桶狭間清水山1707番 の18地先から 名古屋市緑区桶狭間清水山1707番 の 1 地先まで	0.142	6.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図

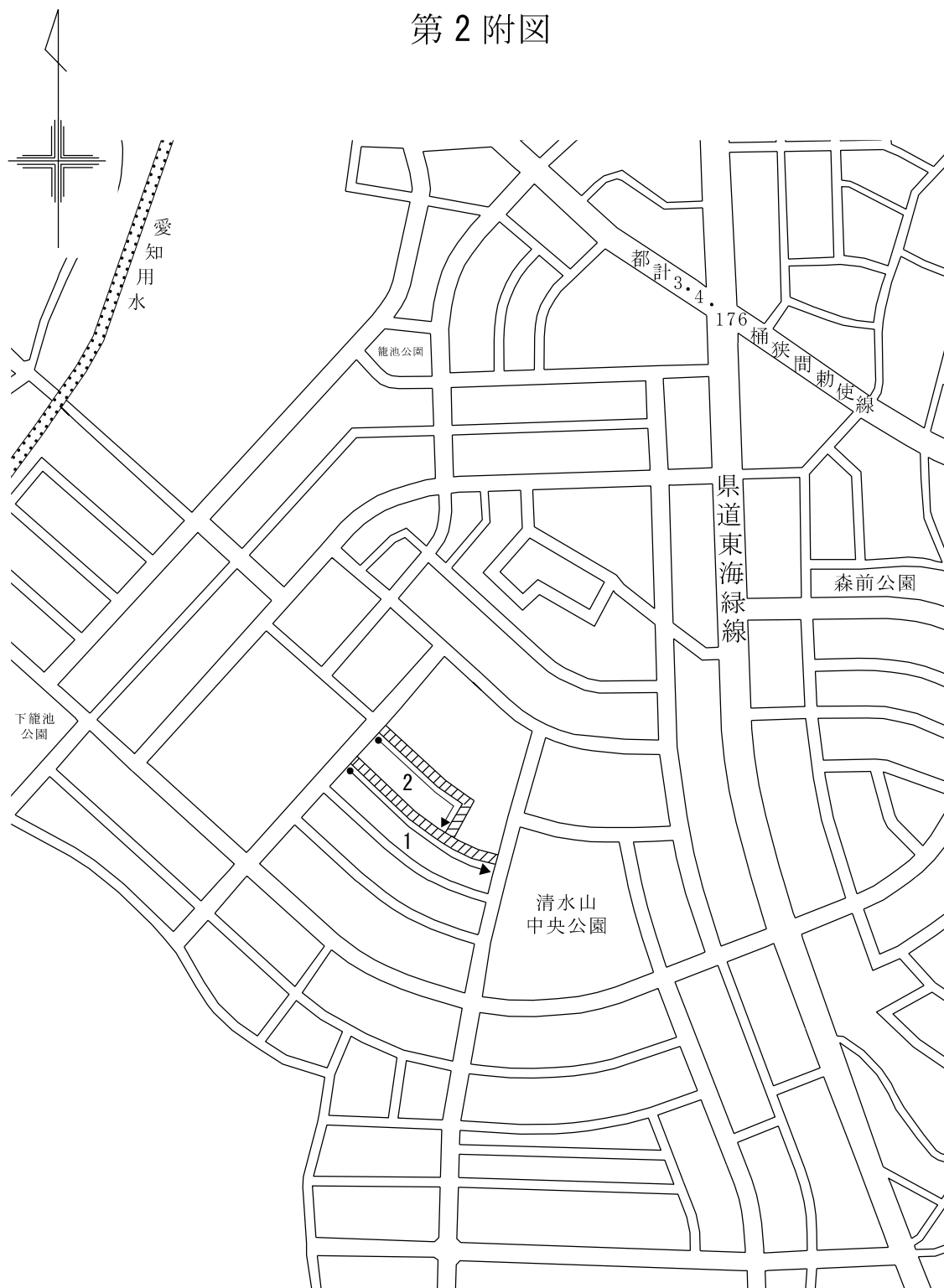


凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第 2 附図



凡 例

